

感対第 540 号
令和 3 (2021) 年 12 月 21 日

各部局長
教育長
警察本部長

} 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント開催時における必要な感染防止策の徹底について（依頼）

イベント開催等における必要な感染防止策については、令和 3 (2021) 年 11 月 19 日付け感対第 481 号「イベントの開催制限等の対応について（依頼）」及び県ホームページにおいて周知しているところですが、別添の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長発出の令和 3 年 12 月 17 日付け事務連絡に御留意いただき、イベント開催等に当たり、必要な感染防止策が徹底されるよう、イベント主催者等及び関係団体に対し、改めて周知していただきますようお願いいたします。

なお、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

〔参考：県ホームページ URL〕

○ 催物（イベント等）の開催について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20211125event.html>

○ 「感染防止安全計画」等の取り扱いについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kansenboushianzenkeikaku.html>

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
社会対策グループ TEL 3125 〕